

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	合志市 児童手当システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当受給者・児童の管理
②事務の概要	合志市では児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。申請については、窓口や郵便で受け付けるとともに、マイナポータル(※)を利用した電子申請によっても行う。 ※国が運営するインターネット上のサイト
③システムの名称	児童手当システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童手当受給者ファイル 2. 児童情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、125の項、141の項、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106の項、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、個人情報を取得する必要がある場合においては、申請者から個人番号を提供してもらうことを前提とし、必要な場合にのみ住基ネットより4情報を用いて個人番号等を取得するようにしている。また、取得した個人情報については、複数人で確認し、リスクの軽減に努めている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている	
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている	
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の入った書類は事務所内でのみ扱い、書類は施錠できるキャビネットに保管することを徹底している。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	平成26年3月31日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	平成26年3月31日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成29年3月13日	「Ⅰ関連情報」5. 評価実施 機関における担当部署 ②所	子育て支援課長 中村 公彦	子育て支援課長 三苫 幸喜	事後	
平成29年3月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	平成28年2月5日時点	平成29年3月13日時点	事後	
平成29年3月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	平成28年2月5日時点	平成29年3月13日時点	事後	
平成30年2月6日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	平成29年3月13日時点	平成30年2月6日時点	事後	
平成30年2月6日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	平成29年3月13日時点	平成30年2月6日時点	事後	
平成31年2月15日	「Ⅰ関連情報」5. 評価実施 機関における担当部署 ②所	子育て支援課長 三苫 幸喜	子育て支援課長	事後	
平成31年2月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	平成30年2月6日時点	平成31年2月15日時点	事後	
平成31年2月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	平成30年2月6日時点	平成31年2月15日時点	事後	
平成31年2月15日	「Ⅳリスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	番号法第19条 別表第二 74号・75号	番号法第19条8項 別表第二 74号・75号	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	平成31年2月15日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和4年1月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	平成31年2月15日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和5年3月14日	「Ⅰ 関連情報」 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	合志市では児童福祉法に基づき、保育の実施、費用徴収の事務、また、子ども・子育て支援法による給付の支給等の事務を行っている。	合志市では児童福祉法に基づき、保育の実施、費用徴収の事務、また、子ども・子育て支援法による給付の支給等の事務を行っている。申請については、窓口や郵便で受け付けるとともに、マイナポータル(※)を利用した電子申請によっても行う。 ※国が運営するインターネット上のサイト	事後	
令和5年3月14日	「Ⅰ 関連情報」 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	児童手当システム	児童手当システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	令和4年1月14日時点	令和5年3月14日時点	事後	
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	令和4年1月14日時点	令和5年3月14日時点	事後	
令和6年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	令和5年3月14日時点	令和6年3月15日時点	事後	
令和6年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	令和5年3月14日時点	令和6年3月15日時点	事後	
令和7年2月25日	「Ⅰ 関連情報」 3. 個人番号の利用	番号法第9条 別表第一 56号 「児童手当法による児童手当又は特例給付	番号法第9条第1項 別表81の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月25日	「I 関連情報」 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条8項 別表第二 74号・75号	【提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、125の項、141の項、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106の項、107の項	事後	
令和7年2月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	健康福祉部 子育て支援課	こども部 こども未来課	事後	
令和7年2月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	子育て支援課長	こども未来課長	事後	
令和7年2月25日	「IIしきい値判断項目」 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和7年2月25日	「IIしきい値判断項目」 1. 対象人数	令和6年3月15日時点	令和7年2月25日時点	事後	
令和7年2月25日	「IIしきい値判断項目」 2. 取扱者数	令和6年3月15日時点	令和7年2月25日時点	事後	
令和7年2月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが	なし	新様式への変更 「2.十分である」、判断の根拠を記載	事後	
令和7年2月25日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	なし	新様式への変更 「8特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策」、判断の根拠を記載	事後	